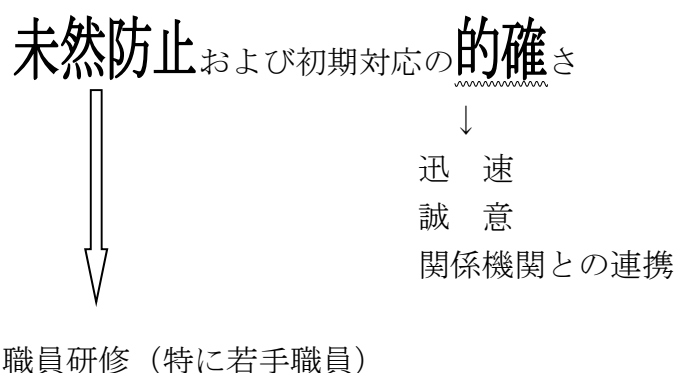


◆事案名 給食費を一切納めない保護者への対応

◆アドバイザーチームからの指示・指導等の内容

- ・市として取り立てのための訴訟をやってみてはどうか。その訴訟の経過に基づき、市として手順書を作って、学校が訴訟を利用しやすくする必要がある。簡略な手続きである支払命令でも、1件あたり2万円ぐらいはかかるだろう。
- ・実費は、裁判所に納める印紙代（手数料のようなもの）や切手代（6～8千円）である。印紙代、切手代を相手に支払わせるためには、「訴訟費用の確定」という裁判をおこすことになる。これは簡単にできる。
- ・判決を得れば、金融機関の個人口座や給料を差し押さえることができる。
- ・裁判をやって強制執行してもとれない場合がある。例えば自宅に現金を置いていたとしても、現金で66万円までは差し押さえができない。もし家庭にテレビがあったとしても、中古品として5千円以上の価値がなければ差し押さえできない。銀行預金の差し押さえはできる。また、給料債権の差し押さえもできる。33万円を超える場合、33万円を超える部分全てと33万円までの1/4まで差し押さえができる。
- ・父親の会社には連絡することについては、差し支えないが、「嫌がらせ」の方法になってしまうので、「家に何度も連絡をしたけど返事がないために会社にした。裁判にするよりよいかと考えた。」ということを使うとよい。
- ・他の保護者に説明するために、該当の個人名をあげることについては、あらかじめそういう制度であればよい。そうでないのであれば、これも嫌がらせの方法になる。
- ・給食費を支払わない場合、該当の児童に給食を出さないことについても、何ら問題はない。
- ・他市の事例では「〇ヶ月給食費を納めなかったら〇〇します」といった基準をあらかじめ公表していることもあり、そうした状況について、本市でも他の自治体について調べていく。

- (4) 平成21年度の研究を通して
「学校問題」解決へのヒント

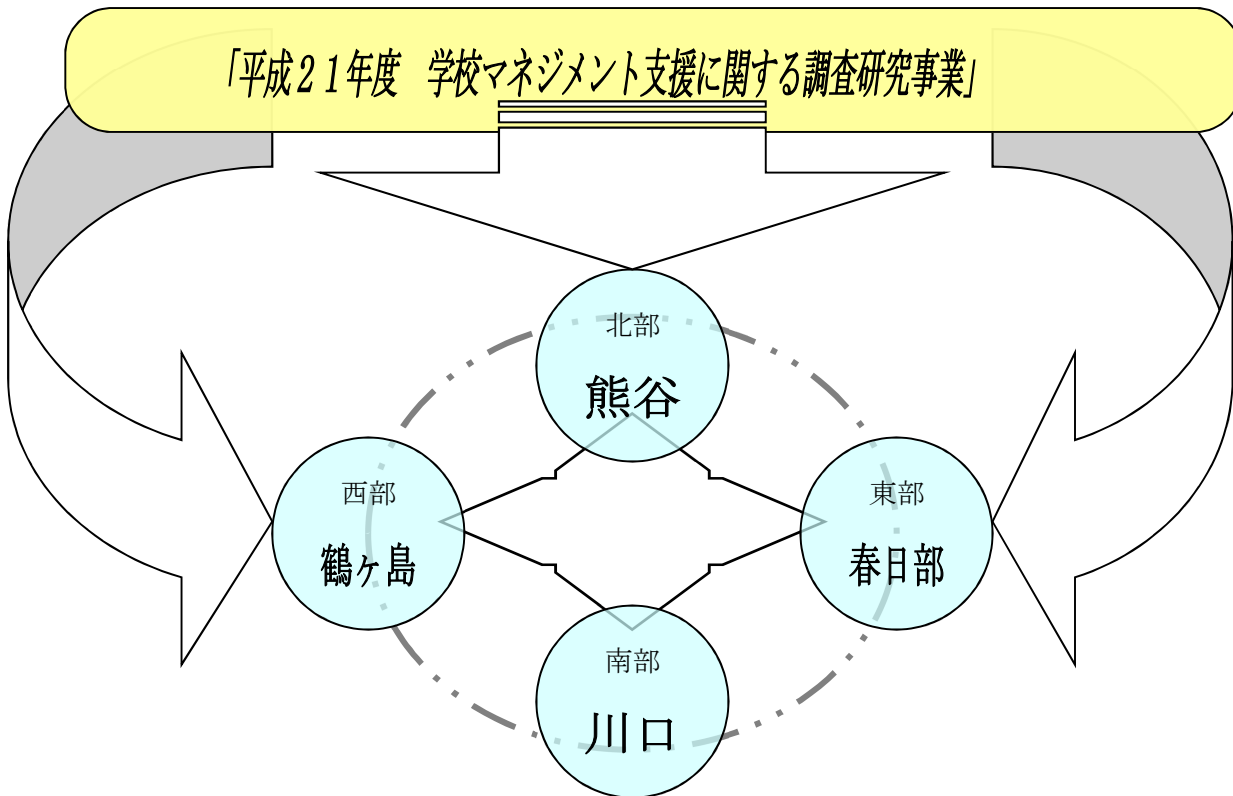


- 若手教職員対象研修会（H21. 12. 9）
 - ・目的 若手教職員の接遇など、保護者等への対応力向上
 - ・講師 百貨店総務部長（アドバイザーチーム）
 - ・対象 市内若手教職員
 - ・内容 接遇の基本（挨拶、電話、言葉遣い 等）

- 管理職対象講演会（H21. 12. 16）
 - ・目的 法律に基づいた教育委員会、学校管理職の保護者等への対応力向上
 - ・講師 弁護士（アドバイザーチーム）
 - ・対象 県内市町村教育委、市内小・中学校管理職等
 - ・内容 事例への対応（生徒指導、給食費等未納）

4 平成22年度 「学校運営の推進に資する取組の推進（教員の勤務負担軽減等）事業」
より

(1) 平成22年度の研究



平成22年度は、県教委の委託を受けた南部（川口市）、西部（鶴ヶ島市）、北部（熊谷市）、東部（春日部市）の4市と連携して、「学校運営の推進に資する取組の推進（教員の勤務負担軽減等）事業」の研究に取り組みました。

5 その後の取組（平成23年度～26年度）

（1）平成24年度の問題解決支援チーム

平成24年度 北本市問題解決支援チーム

日時：平成24年7月2日（月） 15：00～

会場：北本市文化センター 第3研修室

進行：学校教育課・主幹 ○○ ○○

＜ 次 第 ＞

- | | | |
|---|---------------|----------------|
| 1 | はじめのことば | 教育部長 ○○ ○○ |
| 2 | あいさつ | 教育長 小尾 富士雄 |
| 3 | 本日の会議の趣旨説明 | 学校教育課長 ○○ ○○ |
| 4 | 会議出席者 紹介 | 学校教育課長 ○○ ○○ |
| 5 | 議題 | |
| | （1）事例について | |
| | ①事例1についての説明 | 学校教育課・副課長 原口 穰 |
| | ②事例1についての補足説明 | 北本市立○○中学校長 |
| | （2）質疑応答 | |
| | （3）協議 | |
| | （4）各支援者より | |
| 6 | 諸連絡 | |
| 7 | おわりのことば | 教育部長 ○○ ○○ |

平成24年度 北本市問題解決支援チーム

会議出席者一覧

〇〇法律事務所	所長	〇〇 〇〇 様
〇〇警察署生活安全課	係長	〇〇 〇〇 様
埼玉県教育局県立学校部生徒指導課	指導主事	〇〇 〇〇 様
北本市教育センター	心理カウンセラー	〇〇 〇〇 様
北本市立〇〇中学校	校長	〇〇 〇〇 様

北本市教育委員会

教育長	小尾 富士雄
教育部長	〇〇 〇〇
学校教育課・課長	〇〇 〇〇
学校教育課・副課長	原口 穰
学校教育課・主幹	〇〇 〇〇
学校教育課・主幹	〇〇 〇〇
学校教育課・主幹	〇〇 〇〇

(2) 平成23年度～26年度の相談例

北本市学校問題解決支援者チーム会議にかかる事案

資料①

相談依頼票

平成 年 月 日提出

相談に関わる学校名	相談者（職・氏名）	回答希望の期限
		平成 年 月 日
相談事案（タイトル） 対教師暴力で逮捕された生徒の保護者からの理不尽な要求について		
相談等の概要	<p>当該校の〇年生在籍生徒（以下A）が対教師暴力により逮捕された。その対応・事案に対して、保護者の父親（以下Bとする）が学校及び市教育委員会にたびたび電話をかけ、過度な（対応に苦慮する）要求を行う。</p> <p>（1）生徒Aに関する基礎情報</p> <p>①A： 歳 （平成 年 月 日生・ 歳・中学校 年生） 小学校低学年から、粗暴で反抗的な面を持つ。 平成 （中 の 学期）には、親名義の車を無免許運転し、にて事故を起こす。（資料② 事故報告書 P5 参照）</p> <p>②保護者B（父） 歳 無職（運転手であったが、平成 年度に理由で逮捕、免許を失効している。）</p> <p>※</p> <p>★Aへの対応（資料③「指導事案」P7参照）</p> <p>（2）逮捕事案の内容</p> <p>（3）Bの要求の概要</p> <p>①</p> <p>②逮捕の際の保護者（B）への連絡が遅い。</p> <p>③それまでの学校の対応に納得がいかない。 内容</p> <p>④事件発生後の学校の対応が悪い。 内容</p> <p>⑤市教委の対応が悪い。 内容</p> <p>（4）相談の概要</p> <p>①今回の事案への対応について</p> <p>②今後のBへの対応、Aへの指導について（類似事案への対応）の示唆</p> <p>③Bのような保護者への対応はどのように行うべきか。</p> <p>※親が養育・指導を放棄し、学校の指導に非協力的な場合の、親、および本人への指導について</p>	

<p>これまでの対応等</p>	<p>1 Bの要求について</p> <p>① 親の主張 今回の指導 [] は、違法である。について 聞き取りの結果、授業中に椅子を並べて寝そべっているAを起こすためにCは声かけを行っている。その後、「起こすぞ」と言って腕を引っ張って起こそうとしたが、「そのまま放置すれば授業の規律が崩壊してしまう状況を正常に戻すために必要な措置であり」、起こすために必要な力加減であったと考える。</p> <p>② 親の主張 逮捕の際の保護者（B）への連絡が遅い。について 理由 [] [] 別室で指導したが、落ち着かず、対教師暴力が明白なため、警察に通報。その後 [] 時刻 [] に、父親に連絡した。 ※これまでAの問題行動（ [] ）があった際に、保護者へ連絡をしていたが、結果的に子どもの言い分を鵜呑みにし、学校の指導を理解しないことが多かったため、今回の暴力行為に対し、毅然とした態度をとり、Aの更正を図るためには、逮捕前の連絡は逆効果と判断した。</p> <p>③ 親の主張 それまでの学校の対応について Bは、「教頭、1年のときの担任に「学校のルールを逸脱した場合は、別室での指導を行うなどのルールは市内では統一して行われている」と言われて納得してきた。しかし、他の生徒に聞くと、 [] 中では、ピアスをしていても、教室に入れてもらえると言っている。これは嘘をつかれている。納得できない。」と言っている。 ※ [] 中確認済み「ルールを守れない場合には、教室には入れない。」→別室指導などについては、保護者への通知などで周知しており、それに則って対応している。</p> <p>④ 事件発生後の学校の対応が悪い。（説明不足） ②（ [] / [] ）で学校の対応については説明している。 また管理職の対応については、学校教育課長より、 [] / [] の対応時にBに対して、「校長の同席」について求めるかを確認したところB「顔を見ると何をするかわからない。」「いない方がいい」との回答であり、また教頭の同席についても。B「教頭も、校長に言われて電話している。そのことを考えると会いたくない。」というやりとりがあった。 また、Bの脅迫的な態度・言動（以下参照）について、いわゆる「保護者」としての対応は厳しいと判断。警察の指導のもと、「個別には対応できない」との対応をしている。</p>
-----------------	---

	<p>Bの言動について</p> <p>■ / ■</p> <p>時刻 Bより校長宛に電話。</p> <p>Bから「■」「絶対に許さない」との発言。 さらにB「■」との内容。</p> <p>時刻 前後</p> <p>Bから「D（担任）を出せ、C（被害教諭）を出せ、学年主任を出せ」と執拗に電話がかかってくる。生活安全課の■氏に相談し、明るいうちに職員を全員退勤させるように指示を受ける。夜間は、警官を巡回させるとのこと。（職員に伝え、帰宅準備を行わせ、19:00 全員退勤、施錠。</p> <p>⑤ <u>親の主張</u> 市教委の対応が悪い。（学校への指導不足）について学校から連絡・報告を受け、腕を引っ張り起こしたこと等の学校の指導は正しいと考える。</p> <p>また、事件当日のBの言動から直接対応することはできないこと、すでに事件となり、加害者と被害者となっている現状から、警察・弁護士の説明を受け、適切であると考え。また、必要な事柄の説明は行っている。</p>
<p>これまでの対応の根拠 (考え方・見通し等)</p>	<p>・保護者への説明などは必要であるが、相手側の言動により、警察を介した対応とすることが適切であると考え。</p>
<p>問題点 (質問事項)</p>	<p>① 保護者の要望にどこまで答えるべきなのか？ (Bのような態度で学校に要求を行う保護者への対応はどのように行うべきか。)</p> <p>※親の要望</p> <p>1 学校に登校させたい</p> <p>2 別室指導はしてほしくない</p> <p>3 今回の逮捕事案での対応</p> <p>ア：■ 教諭の指導</p> <p>イ：保護者への電話連絡の遅れ</p> <p>② 今後のBへの対応、Aへの指導について（類似の事案への対応）</p> <p>1 Bが執拗に電話をかけてきた場合の対応 (保護者が、時間に関係なく、何度も電話をかけてくるケースへの対応)</p> <p>2 Aが学校に戻ってきた場合の対応 (学校・教員の指導に従わない反社会的な行動を繰り返す生徒への対応)</p> <p>③ 親が子どもの健全育成への適切な養育・指導を放棄し、または学校の指導に非協力的な場合における親、および本人への指導についてはどのようにすべきか。</p> <p>—(参考事案2：資料⑤ P21 参照)—</p>

相談依頼票

平成 年 月 日提出

相談に関わる学校名	相談者（職・氏名）	回答希望の期限
		平成 年 月 日
相談事案（タイトル） 家庭が学校との連携を一切拒否する不登校児について		
相談等の概要	<p>平成 年度4月に 小より転入してきた現在 年生の女子児童。 年生の林間学校（月）の後、欠席がちとなり、月日あたりから家庭と連絡がとりづらくなる。 家に電話しても出ない。家庭訪問しても出てこない。教材費未納を話題にしたところ、ますます連絡がつかなくなった。 そのため平成 年 月 日SSW（スクールソーシャルワーカー）に派遣を依頼する。 その後、学級担任とSSWが連携し、家庭への相談を行うが、本人とは会えない状況が続いた。 本人の安全確認もままならず、連絡もつかない状況が続くため、虐待などの心配からこども課とも連携し、月日、保健師の権限で、自宅に入り、安否を確認。本人は布団に入っていた。外に出ていないのか、大変色が白くやせて細かった。 母親（家庭）は、相談の上決定した支援計画に取り組まない。担任は週1回程度家庭訪問しているが応答はなく、学校からの手紙などを置いてくる。SSWも家庭訪問を繰り返しているが、応答はなく置き手紙をポストに入れている状況である。これ以上の支援が展開できない状況である。児童虐待として通告するほどではないが、このまま放置することは児童の教育上大きな問題であり、課題の解決策に解決支援チームの力をお借りしたい。</p>	
これまでの対応等 （指導の記録等）	<p>1 在籍の記録 1年～4年まで 小在籍、 年 月より 小に在籍（転校の理由は不明） ※ 小転校当時の様子は通常で、特に 月の林間学校では、リーダーのような行動をとっていた。</p> <p>2 家庭の状況 家族構成および性格、養育態度、学校の指導に対する反応 父： 職業 。 小の時には、朝、子どもを学校に送ったりしていた。 母： 職業 。 :</p>	

	<p>3 前の学校 小の記録</p> <p>① 年 年の学習の記録・・・全科目 (教科 が得意) 年はオール 年時・・・、 年時・・・</p> <p>② 行動の記録から。 年～ 年までの記録。 ・身の回りの片付けを上手にできる。体育着や給食着をきれいに畳んでしまうことができる。(略)</p> <p>☆ 年時・・・体調を崩した後、回復に時間がかかり遅刻登校が続いた。登校に不安があったようだが、一旦登校すると普段と変わらず友達と仲良く過ごすことができる。</p> <p>4 出席の記録</p> <p>1年時 1けた 日・・・ 理由 2年時 2けた 日・・・ 理由 3年時 1けた 日・・・ 理由 4年時 29日 …… 理由</p> <p>5 検診の記録から</p> <p>・学年の子どもと比較して、(非常に)小柄である。虫歯の治療がなされていない点が気になる。その他特段の異常は認められない。</p> <p>6 旧担任(小)から</p> <p>① 4年時休みが多かったが、風邪か腹痛かで精神的なものではなかったような気がする。もともと食が細く、給食もあまり食べない。体調を崩すと、もっと食べなくなり、朝ごはんも麦茶だけと言う日もあった。(略)。市内の転居の理由は分からない。小のときは友達と一緒に下校し、また放課後はだいたい約束して友達と遊んでいることもあり、<u>どうして転校したのか分からない</u>。友達も知らなかったようで、急に転校した記憶がある。</p>
<p>これまでの対応の根拠(考え方・見通し等)</p>	<p>明らかに就学義務を履行していないため、家庭との相談を行うが、家庭には、「学校に行かせる必要性」がまったく感じられない(子どもが学校に行かなくても困っていない)ため、子どもを変えることが困難である。解決のために親との連携を図ろう、家庭の変容を図ろうと、母親と面談の約束をしても、ドタキャンされる(直前に都合が悪いとの連絡、居留守を使う)ことが多い。そのため、SSW、こども課とも連携し、取り組んでいるが状況の改善は難しい。</p>
<p>問題点(質問事項)</p>	<p>こうした状況のため、こうした「子どもの問題について、まったく学校と協力をしようとしないう家庭」「学校に行かない児童生徒について、まったく困っていない家庭」への対応として、どのようなことができるのか?(法的に強制力を働かせることができるのだろうか?)</p>

(2) 平成23年度～26年度の相談の特徴

①相談件数は減少している。(学校の対応力の向上)

②相談内容の複雑化、困難化が見られる。

→保護者自身の困り。(精神的な疾病→入院)

→ネットの発達による「情報伝播」のハイスピード化、様々な情報の流布。

子どもたちの行動の「見えない動き」

6 まとめ(今後の対応に向けて)

平成20年度より貴重な調査研究の機会を与えていただき、近年、学校を悩ませている「保護者等への対応で学校だけでは対応が困難であった事例」への対応力が高まったと考えております。

この対応については、前述いたしました、

①未然防止に向けた職員の対応力向上(研修、日々の確認、意識の向上等)

②初期対応の的確さ(迅速、誠意、関係機関との連携)

につきると考えます。

その中でも、「平成23年度～26年度の相談の特徴」で述べたような問題の複雑化、保護者の精神的な疾病に起因する事案件数が増加しております。現在は福祉関係機関との連携やSSW(スクールソーシャルワーカー)の活用が主ですが、今後はPSW(精神保健福祉士)の必要性が高まってくると北本市教育委員会では考えております。

いずれにいたしましても、子どもたちの健やかな成長、人格の完成という教育の目標達成のためには、学校が保護者、地域と連携していくことが大前提です。その中で、学校の負担を少しでも軽減し、学校の持つ教育力を最大限発揮できるように、教育行政機関として、取り組んでまいります。